

頁	旧	新	摘 要
10	第1編 総則 第4章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	第1編 総則 第4章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し</u> 、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	愛知県 SDGs 推進本部会議 (2019 年 7 月 16 日 開催) を踏まえた修正
16	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 2 県 蟹江警察署 (14) 緊急通行車両等の <u>事前審査及び確認</u> を行う。	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 2 県 蟹江警察署 (14) 緊急通行車両等の <u>確認及び確認証明書の交付</u> を行う。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
29	第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 町及び県における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 町及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。） <u>と連携し</u> 、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）を推進するものとする。	第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 町及び県における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 町及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。） <u>との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u> 、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）を推進するものとする。	防災基本計画に基づく修正
29 30	2 町における措置 <u>(追加)</u> 町は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>(追加)</u>	2 町における措置 <u>(1) 防災関係団体ネットワーク化</u> 町は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、 <u>女性消防（防火）クラブ</u> 、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>(2) 災害ボランティアセンター</u> <u>町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者</u>	防災基本計画に基づく修正

頁	旧	新	摘 要
30		<u>(町社会福祉協議会等)との役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u> <u>特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	
35	第2章 建築物等の安全化 第1節 建築物の耐震推進 3 公共建築物の耐震性の確保・向上 (1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保 ア 防災上重要な建築物 イ 被災者の <u>緊急救護所</u> 、避難所となる、病院、保健所、学校等の機関	第2章 建築物等の安全化 第1節 建築物の耐震推進 3 公共建築物の耐震性の確保・向上 (1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保 ア 防災上重要な建築物 イ 被災者の <u>救護所</u> 、避難所となる、病院、保健所、学校等の機関	表記の整理 (「医療・救護所」、「医療救護所」、「緊急救護所」、「応急救護所」を「救護所」に統一)
41	第3節 ライフライン関係施設等の整備 3 ガス施設 (3) 緊急操作設備の強化 オ 通信設備 <u>主要拠点間の情報連絡、データ伝送、遠隔操作等に必要な無線設備の整備拡充を図る。また、緊急処理、復旧作業時の情報連絡のための移動無線等の整備拡充を図る。</u>	第3節 ライフライン関係施設等の整備 3 ガス施設 (3) 緊急操作設備の強化 オ <u>連絡</u> ・通信設備 <u>災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。</u>	防災業務計画の記載を踏まえた修正
47	第3章 都市の防災性の向上 第1節 都市計画のマスタープラン等の策定 1 町及び県（都市・交通局、建築局）における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 都市計画区域マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。 さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区間整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。	第3章 都市の防災性の向上 第1節 都市計画のマスタープラン等の策定 1 町及び県（都市・交通局、建築局）における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 都市計画区域マスタープラン <u>及び町都市計画マスタープラン</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化</u> を促進する。 さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区間整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。	都市再生特別措置法の改正に基づく修正
48	第2節 防災上重要な都市施設の整備 1 町及び県（都市・交通局、建築局）における道路の整備 <u>(追加)</u>	第2節 防災上重要な都市施設の整備 1 町及び県（都市・交通局、建築局）における道路の整備 <u>(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解</u>	防災基本計画に基づく修正

頁	旧	新	摘 要
		<u>消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>	
48	第3節 建築物の不燃化の促進 1 町及び県（都市・交通局、建築局）における措置 (2) 建築物の不燃化対策 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。 （建築基準法の防火規制） ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、 <u>また、</u> 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	第3節 建築物の不燃化の促進 1 町及び県（都市・交通局、建築局）における措置 (2) 建築物の不燃化対策 特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。 （建築基準法の防火規制） ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	表記の整理
55	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 5 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 5 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、 <u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時から</u> の連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	防災基本計画に基づく修正
58	1 1 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 町災害廃棄物処理計画の策定 町は、 <u>愛知県災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携体制を整備する。また、町及び関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。</u>	1 1 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 町災害廃棄物処理計画の策定 町は、 <u>災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正
66	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■ 基本方針 ○ 町にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ■ 基本方針 ○ 町にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険	表記の整理

頁	旧	新	摘 要
66	事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 (略)	事業者、障害福祉サービス事業者、 <u>NPO・</u> ボランティア <u>関係</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。 (略)	
67	第1節 避難所の指定・整備等 1 町における措置 (2) 避難所の指定 <u>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>カ～ク</u> (略) <u>(追加)</u>	第1節 避難所の指定・整備等 1 町における措置 (2) 避難所の指定 <u>本節(3)へ統合</u> <u>オ～キ</u> (略) <u>(3) 福祉避難所の整備</u> <u>ア 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>イ 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> <u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> <u>エ 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
68			

頁	旧	新	摘 要
68		<u>避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u>	
	(3)～(4) (略)	<u>オ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	
69	(5) 避難所の運営体制の整備 イ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。	(4)～(5) (略) (6) 避難所の運営体制の整備 イ 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	
72	第2節 要配慮者支援対策 1 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。	第2節 要配慮者支援対策 1 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。 <u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u>	防災基本計画の修正に伴う修正
73	(4) 外国人等に対する対策 オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 <u>(追加)</u>	(4) 外国人等に対する対策 オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (5) <u>災害ケースマネジメント</u> <u>町及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の</u>	防災基本計画の修正による。

頁	旧	新	摘 要
73		<u>状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	
80	第9章 津波等予防対策 第2節 津波防災体制の充実 1 町及び県（防災安全局、関係局）における措置 (3) 強い揺れを伴わ <u>ない</u> いわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態のないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。	第9章 津波等予防対策 第2節 津波防災体制の充実 1 町及び県（防災安全局、関係局）における措置 (3) 強い揺れを伴わ <u>ず、危険を体感しないままに押し寄せる、</u> いわゆる津波地震や遠地地震、 <u>火山噴火等による津波</u> に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態のないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。	防災基本計画の修正による。
89	第10章 広域応援・受援体制の整備 第4節 防災活動拠点の確保等 1 町及び県（防災安全局、各局）における措置 また、国（国土交通省）、県及び町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものと <u>する。</u>	第10章 広域応援・受援体制の整備 第4節 防災活動拠点の確保等 1 町及び県（防災安全局、各局）における措置 また、国（国土交通省）、県及び町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものと <u>し、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u>	令和6年1月30日付消防防災第14号消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正
118	第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 第1節 津波警報等の伝達 1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 (2) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち <u>予想震度が</u> 6弱以上または長周期地震動階級4を特別警報に位置付けている。 イ 地震に関する情報 地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度に関する情報などを発	第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 第1節 津波警報等の伝達 1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 (2) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、 <u>最大</u> 震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の <u>揺れが予想される場合のもの</u> を特別警報に位置付けている。 イ 地震に関する情報 地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度 <u>情報、長周期地震動に</u>	気象庁が使用する用語に統一 地震情報の種類の変更 表記の整理

頁	旧	新	摘 要
119	表する。 4 津波警報等情報の伝達 津波警報等の伝達系等 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象事業法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先	<u>関する観測情報及び遠地地震</u>に関する情報などを発表する。 4 津波警報等情報の伝達 津波警報等の伝達系等 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象事業法施行令第8条第1号 <u>及び第3号並びに第9条</u>の規定に基づく法定伝達先	表記の整理 「関東地方整備局」2重枠に修正 「日本放送協会」から「住民等」への線を2重線に修正 根拠となる法令の追記
143	第4章 応援協力・派遣要請 第4節 ボランティアの受入 4 NPO・ボランティア関係団体等との連携 町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>情報を共有する場において</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。	第4章 応援協力・派遣要請 第4節 ボランティアの受入 4 NPO・ボランティア関係団体等との連携 町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。<u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正
143	5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等 (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体	5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等 (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体	

頁	旧	新	摘 要
143	日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、 <u>公益財団法人名古屋YMCA</u> 、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会	日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会	協定が解消されたため
168	第8章 交通の確保・緊急輸送対策 第1節 道路交通規制等 1 蟹江警察署における措置 (5) 緊急通行車両の確保等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする場合は、別記様式 1 「緊急通行車両等確認 <u>届出書</u> 」を県（海部方面本部）又は県公安委員会（蟹江警察署）の事務担当部局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両等確認証明書」を、別記様式 3 の標章とともに <u>申請者</u> に交付する。	第8章 交通の確保・緊急輸送対策 第1節 道路交通規制等 1 蟹江警察署における措置 (5) 緊急通行車両の確保等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条 <u>第1項</u> の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする場合は、別記様式 1 「緊急通行車両確認 <u>申出書</u> 」を県（海部方面本部）又は県公安委員会（蟹江警察署）の事務担当部局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、別記様式 3 の標章とともに <u>申出者</u> に交付する。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
171	第4節 緊急輸送手段の確保 4 緊急通行車両の事前届出及び確認 (1) 町は、町が保有する緊急輸送を行う計画のある車両について、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の <u>事前届出</u> を行うこととする。	第4節 緊急輸送手段の確保 4 緊急通行車両の確認 (1) 町は、町が保有する緊急輸送を行う計画のある車両について、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の <u>確認申出</u> を行うこととする。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
172	別記様式 1 <u>様式（削除）</u>	<u>別記様式第3（第6条関係）（追加）</u>	災害対策基本法施行規則の改正に伴う修正
173	別記様式 2 <u>様式（削除）</u>	<u>別記様式第5（第6条の2関係）（追加）</u>	
174	別記様式 3		

頁	旧	新	摘 要
	<u>様式（削除）</u>	<u>別記様式第4（第6条の2関係）（追加）</u>	
181	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2節 要配慮者支援対策 1 町における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u>	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2節 要配慮者支援対策 1 町における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>第2編 第7章 第1節 第1項 (3)に移動</u>	表記の整理
194	第14章 ライフライン施設等の応急対策 ■ 主な機関の応急活動 機関名 LPガス協会 東邦瓦斯株式会社	第14章 ライフライン施設等の応急対策 ■ 主な機関の応急活動 機関名 LPガス協会 都市ガス会社	併記されているLPガス協会を踏まえた修正
197	第2節 ガス施設対策 1 東邦瓦斯株式会社における措置 (1) 災害対策本部の設置 災害発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。 緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。	第2節 ガス施設対策 1 東邦瓦斯株式会社における措置 (1) 災害対策本部の設置 災害発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。 緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。 <u>（震度5以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼び出しを待たずに自動出社する。）</u>	自社グループ防災業務計画の記載を踏まえた修正
199	第3節 上水道施設対策 1 水道事業者（町及び県）における措置 （略）	第3節 上水道施設対策 1 水道事業者（町及び企業庁）、県（建設局）における措置 （略）	2024年度から、水道事業の認可等に関する事務を建設局に移管するため
201	第6節 通信施設の応急措置 1 町、県（防災安全局、総務局）及び防災関係機関における措置 (4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用	第6節 通信施設の応急措置 1 町、県（防災安全局、総務局）及び防災関係機関における措置 (4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが

頁	旧	新	摘 要																														
	イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の<u>災害時モード</u>への切替え 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の<u>災害時モード</u>への切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。	イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の<u>災害モード</u>への切替え 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の<u>災害モード</u>への切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。	提供するサービスの正式名称と表記統一のため																														
224	第5章 被災者等の生活再建等の支援 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 罹災証明書の交付等</td><td>(略)</td><td>1<u>(1)</u> 罹災証明書の交付 1<u>(2)</u> <u>被災者台帳の作成</u></td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td>1<u>(1)</u> <u>被災者台帳の作成</u> 1<u>(2)</u> <u>災害ケースマネジメントの実施</u></td></tr><tr><td>第2節 <u>被災者への経済的支援等</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3節 住宅等対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付等	(略)	1 <u>(1)</u> 罹災証明書の交付 1 <u>(2)</u> <u>被災者台帳の作成</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	1 <u>(1)</u> <u>被災者台帳の作成</u> 1 <u>(2)</u> <u>災害ケースマネジメントの実施</u>	第2節 <u>被災者への経済的支援等</u>	(略)	(略)	第3節 住宅等対策	(略)	(略)	第5章 被災者等の生活再建等の支援 ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第1節 罹災証明書の交付</td><td>(略)</td><td>1 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u></td></tr><tr><td>第2節 <u>被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u></td><td><u>県</u> <u>町</u></td><td>1<u>(1)</u> <u>市町村への被災者に関する情報の提供</u> 1<u>(2)</u> <u>町村の支援</u> 2<u>(1)</u> <u>被災者台帳の作成</u> 2<u>(2)</u> <u>災害ケースマネジメントの実施</u></td></tr><tr><td>第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第4節 住宅等対策</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書の交付	(略)	1 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>	第2節 <u>被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u>	<u>県</u> <u>町</u>	1 <u>(1)</u> <u>市町村への被災者に関する情報の提供</u> 1 <u>(2)</u> <u>町村の支援</u> 2 <u>(1)</u> <u>被災者台帳の作成</u> 2 <u>(2)</u> <u>災害ケースマネジメントの実施</u>	第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u>	(略)	(略)	第4節 住宅等対策	(略)	(略)	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
区分	機関名	主な措置																															
第1節 罹災証明書の交付等	(略)	1 <u>(1)</u> 罹災証明書の交付 1 <u>(2)</u> <u>被災者台帳の作成</u>																															
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	1 <u>(1)</u> <u>被災者台帳の作成</u> 1 <u>(2)</u> <u>災害ケースマネジメントの実施</u>																															
第2節 <u>被災者への経済的支援等</u>	(略)	(略)																															
第3節 住宅等対策	(略)	(略)																															
区分	機関名	主な措置																															
第1節 罹災証明書の交付	(略)	1 罹災証明書の交付 <u>(削除)</u>																															
第2節 <u>被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</u>	<u>県</u> <u>町</u>	1 <u>(1)</u> <u>市町村への被災者に関する情報の提供</u> 1 <u>(2)</u> <u>町村の支援</u> 2 <u>(1)</u> <u>被災者台帳の作成</u> 2 <u>(2)</u> <u>災害ケースマネジメントの実施</u>																															
第3節 <u>被災者への支援金等の支給、税の減免等</u>	(略)	(略)																															
第4節 住宅等対策	(略)	(略)																															
	第1節 罹災証明書の交付等 1 町における措置 1<u>(1)</u> <u>罹災証明書の交付等</u> (略) 2<u>(2)</u> <u>被災者台帳の作成</u> 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。	第1節 罹災証明書の交付 1 町における措置 <u>(削除)</u> (略) <u>本章2節 第2項 (1)に移動</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理																														
225	<u>(追加)</u>	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施 1 県（防災安全局、福祉局、保健医療局）における措置 1<u>(1)</u> <u>市町村への被災者に関する情報の提供</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理																														

頁	旧	新	摘 要
	本章第1節 第1項 (2)より移動 (追加)	<u>台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u> <u>(2) 市町村の支援</u> <u>県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。</u> 2 町における措置 <u>(1) 被災者台帳の作成</u> <u>町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u> <u>(2) 災害ケースマネジメントの実施</u> <u>町は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u>	
225	第2節 被災者への経済的支援等	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	表記の整理
227	第3節 住宅等対策	第4節 住宅等対策	表記の整理
別紙 22	別紙 「東海地震地震に関する事前対策」 第4章 発災に備えた直前対策 第8節 緊急輸送 6 緊急輸送車両の事前届出及び確認 (1) 町は、町が保有する緊急輸送を行う計画のある車両について、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の<u>事前届出</u>を行うこととする。	別紙 「東海地震地震に関する事前対策」 第4章 発災に備えた直前対策 第8節 緊急輸送 6 緊急輸送車両の事前届出及び確認 (1) 町は、町が保有する緊急輸送を行う計画のある車両について、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察本部)へ緊急輸送車両の<u>確認届出</u>を行うこととする。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正及び表記の整理